

香川県条例第22号

へき地手当等に関する条例の一部を改正する条例

へき地手当等に関する条例（昭和46年香川県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第7条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第6条に規定する施設（以下「共同調理場」という。）に勤務する当該職員を含む。）及び事務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用されたこれらの者を除く。）であって、香川県においてその給与を負担しているものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）<u>第5条の3</u>に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、<u>同法第5条の2</u>に規定する施設（以下「共同調理場」という。）に勤務する当該職員を含む。）及び事務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）<u>第18条第1項</u>の規定により採用されたこれらの者を除く。）であって、香川県においてその給与を負担しているものをいう。</p>

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。